

事 業 報 告 書
(自 令和3年06月01日 至 令和4年05月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人ミナミ
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 和歌山県橋本市市脇四丁目7番6号
- (3) 設立認可年月日 平成18年12月18日
- (4) 設立登記年月日 平成19年01月12日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	南クリニック胃腸・ 肛門科	和歌山県橋本市市脇四丁目7番 6号	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 附帯業務

なし

(3) 収益業務

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 7月24日 令和3年度決算の決定

法人名 医療法人 ミナミ
 所在地 和歌山県橋本市市脇四丁目7番6号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和4年5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	115,997	I 流動負債	10,949
II 固定資産	31,170	II 固定負債	20,369
1 有形固定資産	9,053	負債合計	31,318
2 無形固定資産	76	純資産の部	
3 その他の資産	22,041	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	105,849
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	115,849
資産合計	147,167	負債・純資産合計	147,167

法人名 医療法人 ミナミ
 所在地 和歌山県橋本市市脇四丁目7番6号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

(単位:千円)

科 目	金 領
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	122,041
2 事業費用	116,552
本来業務事業利益	5,489
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	5,489
II 事業外収益	7,339
III 事業外費用	76
IV 特別利益	12,752
V 特別損失	429
税引前当期純利益	12,323
法人人税等	2,645
当期純利益	9,678

法人名 医療法人 ミナミ
 所在地 和歌山県橋本市市脇四丁目7番6号

※医療法人整理番号

財産目録
 (令和4年5月31日現在)

1. 資産額	147,167 千円
2. 負債額	31,318 千円
3. 純資産額	115,849 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	115,997
B 固定資産	31,170
C 資産合計 (A+B)	147,167
D 負債合計	31,318
E 純資産 (C-D)	115,849

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 ミナミ
 所在地 和歌山県橋本市市脇四丁目 7番 6号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人ミナミ

理事長 南 光昭 殿

私は、医療法人ミナミの令和4会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年7月22日

医療法人ミナミ

監事 柿花 真由美